

住宅補助制度

市には、住宅についてさまざまな補助制度があります。安全で快適な住宅にするため、各補助制度を利用してみませんか。詳細については、市ホームページまたは担当課まで問い合わせてください。

地震に備えたい

木造戸建て住宅耐震改修 ／解体費補助金



●対象者

昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造戸建て住宅の所有者または居住者

※解体費補助は居住者のみ対象

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●補助金額 上限60万円

●注意事項

◇工事着工前に申請が必要です。

◇まずは相談（申請前に耐震診断（3000円～）、工期や対象要件の確認が必要）

※ほかに税金の減免（固定資産税、所得税）や融資の支援が受けられる場合があります。

●申請と問い合わせ先

生活安全課 ☎(580)1897



ブロック塀等撤去費補助金



●対象

◇ブロック塀などの所有者または管理者

◇道路に面しており、道路からの高さが1メートル以上のブロック塀など

◇診断を行った結果、補助対象であると判断されたもの

（診断は市で行いますので、連絡してください）

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●補助金額 上限16万円

撤去延長(m)×8000円もしくは撤去費用の2/3のどちらか低い額

●注意事項

◇工事着工前に申請が必要です。

◇まずは補助対象になるか診断します。

●申請と問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897

自宅をバリアフリーにしたい

高齢者住宅改造費助成



●対象者

65歳以上で介護保険認定を受けている人

●補助金額 上限30万円

●注意事項

工事着工前に申請が必要ですので必ず事前に相談してください。

●申請と問い合わせ先

介護支援課介護サービス担当 ☎(580)1860

障がい者住宅改造費助成



●対象者

身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A）を所有している64歳以下の障がい者

●補助金額 上限30万円

●注意事項

工事着工前に申請が必要ですので必ず事前に相談してください。

●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

※各種補助金については、その他条件があります。補助金の申請を検討している人は、必ず担当課へ事前に問い合わせてください。